

渡名喜村行財政集中改革プラン  
(平成17年度～平成21年度)

渡 名 喜 村  
平成18年3月

## 渡名喜村行財政集中改革プランの概要

### 1．目的

厳しい財政状況の中、引き続き地域住民への行政サービスの確保を図っていくためには、村税収入の確保や徹底した歳出削減を図り、行財政改革の取り組みが重要である。このようなことから、効率的な行財政運営を図るため、全庁一体となって行財政改革に取り組むとともに、集中改革プランに沿って村民サービスの確保を推進していくこととします。

### 2．実施期間

集中改革プランの計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

### 3．推進体制

村民、議会、行政と連携、協力を図りながら、集中改革プランをよりじつ厚生のあるものとしていきます。

### 4．計画の見直し

集中改革プランについては、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

### 5．運営管理

集中改革プランの振興管理は、計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図るものとします。

## 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

### 1. 平成17年度～平成21年度までの5年間における再編・整理等の目標

事務事業	平成17年度～平成21年度の5年間における目標					検討 実施の具体的な取組内容
	目標	17	18	19	20	
1 組織のあり方	整理統廃合					限られた人員の中で業務を効率化出来るよう横の連帯を密にする。
2 広報誌発行 配付	コスト減 50%					発行回数、編集方法の見直しを図り、その他の情報については村民に行政無線放送で周知徹底
3 補助金	削減・廃止					財政事情を考慮し各種団体への補助金の削減また一部の補助金も廃止済み
4 各種イベント	見直し					村行事の準備等は職員及び村民のボランティア活動で対応
5 収入役の廃止	人件費削減					H18年度4月1日廃止
6 旅費	部所有から全庁管理による台数削減					日当については廃止済、宿泊料は減額
7 村税等の徴収率の向上	徴収率の向上					徴収率向上のための対策を実施し、滞納整理事務の強化を図る
8 永年勤続表彰制度	廃止					15年以上勤務職員への表彰及び1号昇給アップ廃止
9 使用料・手数料	見直し					受益者負担の原則の観点から見直し

備考) 実施 検討 継続

### 2. 事務事業の再編・整理等を行う際の基本的な考え方・手段

記入例)

限られた資源を有効に活用し、住民ニーズに的確に対応できるよう重点事業を中心に次の検討基準を作成し見直しを図る。

- 所期の目的は達成されていないか
- 住民と行政の役割分担はどうか、又、行政の関与の必要性はどうか
- 費用対効果、必要性、事業効果はどうか
- 使用料、手数料は適正か
- 住民間の公平性はどうか
- 緊急を要する事業か、又、実施可能か
- ある程度、検討に期間を要する事業か
- 社会経済情勢に合っている事業か
- 民間活用、委託のほかが経費節減できる事業はないか
- 町の個性、特色が活かされる事業か
- 手続きが簡素化、効率化できないか
- イベント等、住民の目線からみて必要な事業か、又、主体的に参加できるものか
- 統合を図れる事業はないか
- 個人を対象とした現金給付等の扶助費や奨励金は妥当か

	導入有無	17	18	19	20	21	具体的取組・実施状況
行政評価を活用する仕組の導入の有無	無						
外部の意見を取り入れる仕組み	無						ホームページでの意見聴取 住民懇談会の開催 民間委員を交えた諮問機関設置

備考) 実施 検討 継続

## 施設の民間委託推進（指定管理者制度含む）について

渡名喜村

### 社会福祉施設

（競技場、体育館、プール、宿泊休養施設など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
老人福祉センター					村が指定する団体等がいなくて、全部直営とする。

### その他

（情報提供施設、展示場施設など）

施設名	16年度末時点の状況				17～21年度までの5年間の取組目標
	直営	一部委託	管理委託	指定管理者	
多目的活動施設					村が指定する団体等がいなくて、全部直営とする。

#### 【公の施設とは】

地方自治法上の公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいいます。

1．住民の利用に供するためのものであること。（庁舎、給食センター等は公の施設ではない。）

2．当該普通地方公共団体の住民の利用に供するためのものであること。

3．住民の福祉を増進する目的をもって設けるものであること。

4．地方公共団体が設けるものであること。

（例）体育館、プール、運動場、博物館、美術館、図書館、コミュニティセンター公園等となっております。

#### 【公の施設以外の施設とは】

公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものをいいます。

（例）試験研究施設

指定管理者制度は、市町村が指定する法人その他の団体に、施設の管理を行わせるものであり、多様化する住民ニーズ

に効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図ることを目的としております。

但し、学校教育法等で管理主体が限定されている施設については、制度の対象外となっている。

## 事務事業の民間委託推進について

案 1	管理事務				清掃事務			学校給食 調理	学校給食 運搬	学校用務員事務	道路維持補修・ 清掃等	ホームヘルパー派遣 事業	在宅配食サービス	情報処理・庁内情報 システム維持	HP作成・運営	給与計算事務	その他
	本庁舎清掃	本庁舎の夜間警備	案内・受付業務	電話交換業務	公用車運転	し尿収集	一般ごみ収集										
16年度末の状況	-	-	-	-	-	x	-	x	x	x	-	-	-	-	-	x	-
今後5年間取組目標																	
実施予定年度																	

備考) 16年度末 今後5年間  
 全部委託 全部委託  
 一部委託 一部委託  
 x 外部委託未実施 廃止  
 - 事務事業がない あり方を検討

事務事業	平成17年度～平成21年度の5年間における目						現状と今後五年間の取り組み内容
	16年度末現在	17	18	19	20	21	
本庁舎の夜間警備							既に全部委託済み
案内・受付業務	-	-	-	-	-	-	該当なし
電話交換業務	-	-	-	-	-	-	該当なし
公用車運転	-	-	-	-	-	-	該当無し
し尿収集	x						職員で対応
一般ごみ収集							既に全部委託済み
学校給食 調理							調理部門については委託済み
学校給食 運搬	x	-	-	-	-	-	該当無し(同一敷地内のため学校で対応)
学校用務員事務	x						職員で対応
道路維持補修・清掃等	x	x	x	x	x	x	定期的に人夫を雇用している
ホームヘルパー派遣事業	-						
在宅配食サービス	-						
情報処理・庁内情報システム維持							既に全部委託済み
HP作成・運営							既に全部委託済み
給与計算事務	x	x	x	x	x	x	職員で対応
その他							

備考) 16年度末 今後5年間  
 全部委託 全部委託  
 一部委託 一部委託  
 x 外部委託未実施 廃止  
 - 事務事業がない あり方を検討 **継続**

# 定員管理の適正化

## ( 1 ) 職員の変動状況

	H11.4.1～H16.4.1				H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H17.4.1～H22.4.1		H11.4.1～H22.4.1	
	H11 職員数	H16 職員数	増減数	対H11.4.1 増減率	職員数						増減計	対H17.4.1 増減率	増減計	対H11.4.1 増減率
総職員数	31	31	0	0.00%	30	29	29	28	25	25	5	16.7	6	19.2
つち公営企業部門	簡易水道	1	1	0	0.00%						0	0	0	0.00
	農業集落排水	0	0	0	0.00%						0	0	0	0.00
採用者	-				0	0	0	1	0	0	-	-	-	-
退職者	-				0	0	0	1	3		-	-	-	-

## ( 2 ) 過去の純減実績の内容

平成11年4月1日から平成16年4月1日までの職員数については、削減はなされていないが、平成16年4月1日から平成17年4月1日にかけては退職者は生じた後の補充は行わず、1名の削減となっている、今後とも退職者の補充は行わず平成17年4月1日から平成22年4月1日の間に職員を30名から25名に削減し純減率を16.7%とする。

## ( 3 ) H17.4.1～H22.4.1までの定員管理の数値目標の基本方針

適正化目標の基本的考え方、適正化目標の設定の仕方

各課の業務量と事務の効率化を図り、限られた財源や職員で行政サービスの低下につながらないように効率的な組織体制、能力向上に努める。

## 3 . 定員適正化計画の見直し状況

現行の定員適正化計画

策定期間：平成 17 年 4 月 - 22 年 3 月

今後の見直し予定の有無

有

策定予定期間：平成 17 年 4 月 - 22 年 3 月

(記入例)

## 給 与 の 適 正 化

適正化とは国の給与基準に準ずることをいう。

	項目	H17.4.1の状況	適正化に向けての取組
1	高齢層職員昇給停止	55歳以上職員の昇給停止を実施	55歳昇給抑制措置を導入
2	昇給運用制度 (昇給の短縮・期間の運用)	<b>最高号給昇給期間：</b> 国に準じて18月支給 <b>退職時特別昇給：</b> (1号級又は2号級アップ)平成17年度 廃止済み 勸奨退職手当 勤続期間10年以上20年未満1号給 勤続期間20年以上2号給	<b>勸奨退職手当は平成19年までには 廃止とする。</b>
3	級別職務分類表に適合しない 級への格付け等の見直し (わたり等の見直し)	制度なし	-
4	特殊勤務手当の見直し	旅行病人等取扱手当 用地等交渉手当 暴風雨時勤務手当 伝染病防疫作業手当 急患発生時勤務手当がある <b>住居手当：</b> 国に準じて新築から5年以内で毎月2,500円が支給されている。 <b>時間外勤務手当：</b> 給料年額の5%支給している	特殊勤務手当については、税務手当、現金取扱手当、会議録手当等は既に廃止済み <b>時間外勤務手当：</b> 平成18年度から時間外勤務手当の縮減実施
5	技能労務職の給与の見直し	該当なし	-
6	役職加算割合	期末手当総額に支給している 特別職、議員、課長 5% 補佐、主幹 3% 係長 2%	平成19年度廃止

経費節減等の財政効果（普通会計）

市町村名 渡名喜村  
(単位:百万円)

項 目		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	合 計		
歳入	超過課税の実施、法定外税新設								
	税の徴収対策(村税、国保税)								
	使用料・手数料の見直し			6	6	6	18		
	未利用財産の売り払い等						0		
	その他(水道料未収金)	2	2	2	2	2	10		
	<b>歳入確保額計(A)</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>28</b>		
歳出	職員削減(議員含む)	職員削減(議員含む)	1	7	7	13	32	60	
		うち退職者の不補充	1	7	7	13	32	60	
		うち嘱託、臨時、派遣職員等の活用						0	
	人件費削減	職員	給料					0	
			手当			1	1	1	3
		三役等特別職	給料	2	7	6	6	6	27
			手当		2	2	2	2	8
		議員	報酬	1					1
			手当						0
	計	4	16	16	22	41	99		
	その他								
	うち福利厚生事業								
	組織の統廃合								
	民間委託による事務事業費削減								
	うち指定管理者制度導入によるもの								
	施設等維持費の見直し								
	補助金等の整理合理化	3	1	1	1	1	7		
投資的経費の見直し									
内部管理経費の見直し	2	2	2	2	2	10			
その他事務事業の整理合理化									
その他									
<b>歳出削減額(B)</b>	<b>7</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>25</b>	<b>44</b>	<b>116</b>			
<b>合 計(A) - (B)</b>	<b>-5</b>	<b>-17</b>	<b>-11</b>	<b>-17</b>	<b>-36</b>	<b>-88</b>			

(留意事項)

1. 歳出の削減で、「職員削減」については、「削減数×当該団体の1人あたりの平均単価」により算出すること。
2. 人事委員会勧告に基づく給与改定及び国に準じた退職手当の支給水準の引き下げについては、本調査における歳出削減策としては取り扱わないこと。
3. 民間委託に伴う歳出の削減額を算出する場合は、削減される人件費等と新たに支出される委託料等との差額を目安に計上すること。
4. 歳入の「増収見込額」については、平成16年度との比較で記入するものであり、例えば、17年度より実施した確保策により100万円の効果見込があった場合で、平成18年度以降も引き続き実施する場合、平成16年度と比較して、それぞれ100万円の効果を見込む場合は、18～21年度の各欄には100万円を計上する。従って、平成17年度～21年度の「増収見込額」の「歳入確保額計」は、平成16年度との比較において各年度の効果見込額計が計上されること。
5. 上記4.は、「歳出の削減」に係る当該欄についても同様の取扱とする。
6. 本表を作成するに当たっては、例えば「定員管理適正化計画」における職員の減数等と本表「歳出の削減」中の「職員削減数」、「うち退職者の不補充」が一致する等、各集中改革プランの公表様式との整合性に留意する必要があること。

# 第三セクター等の見直し

< 市出資法人（H17.3.31現在） >

法人名	業務概要	出資額：千円（比率：％）	財政支援の有無			
			補助金	貸付金	債務保証	損失補償
A	.....	50,000 (100.0)				
B	.....	25,000 (25.0)				
C	.....	10,000 (10.0)				

「第三セクター等」とは、地方公共団体が出資または出えんする民法法人及び商法法人、地方三公社をいう。

## 1. 既存法人の見直し

「市 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針」を 年度に策定済み。本指針に基づき、見直し等を検討の上実施。

同指針が定める基準及び21年度までの見直しの方針

見直しの方法	統廃合等見直しの検討を要する法人の基準	対象法人	21年度までの見直しの方針	目標年度
事業の民間譲渡	・・・法人	-	-	-
完全民営化（出資引揚）	・・・法人	-	-	-
統合	・・・法人	-	-	-
廃止	・・・法人	-	-	-
監査・点検評価体制の拡充	出資比率25%以上の法人	A B	外部監査体制、点検評価体制を整備	H18
情報公開の推進	出資比率25%以上の法人	A B	公開する情報の範囲等を拡大	H18
役職員数・給与の削減	出資比率25%以上かつ赤字が 年度連続している法人	A	給与の削減計画を策定 (役職員数の削減計画については策定済み)	H19

## 2. 監査・点検評価・情報公開

出資比率25%以上の法人（法人A及びB法人）について、18年度までに以下の見直しを実施。

・外部の専門家による監査体制を確保。また、赤字を 年度連続している法人Aについては、外部の有識者等で構成する委員会による点検評価を毎年一回行う体制を確保。

・財務諸表の概要、財政支援の状況、監査・点検評価の結果、人件費について、冊子を製作し配布するとともに、ホームページで公開。

監査および点検評価の実施状況（H17.3.31現在）

法人名	監査・点検評価の実施状況			情報公開の状況（公開している情報）						
	監査委員による監査	外部監査	委員会等による定期的な点検評価	財務諸表		財務諸表の概要	事業計画	財政支援の状況	監査・点検評価の結果	人件費
				P/L	B/S					
A		x	x			x			x	x
B		x	x			x		x	x	x

## 3. 役職員数・給与

赤字が 年度連続している法人Aについて、以下の見直しを実施。

・「法人A経営改善計画」（年度に策定済み）に基づき、20年度までに役員2名（25%）、19年度までに職員1名（5%）を削減。

・役員給与と人件費の状況を情報公開（18年度を目標）した上、19年度までに役職員給与の削減計画を策定。

平成21年度末までの役職員数、給与の数値目標

法人名	上段：役員数：人 下段：（役員平均給与/月：万円）									上段：職員数：人 下段：（職員平均給与/月：万円）								
	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	対H17.3.31増減数	対H17.3.31増減率	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	対H17.3.31増減数	対H17.3.31増減率		
	A	8	8	7	7	6	6	2	25.0	20	20	20	19	19	19	1	5.0	

H18.3.31以降の数値は目標値。

役職員給与については、平成18年度を目標に公開する予定。

地方公営企業関係等

事業ごとに作成

1. 渡名喜村簡易水道事業の経営健全化について

(1) 経営改革への取組計画

NO	項目	概要	取組計画				
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	直営	施設の維持管理運営については村で対応	継続	継続	継続	継続	継続

(2) 定員管理に関する計画

	17.4.1～22.4.1	対17.4.1純減率	11.4.1～16.4.1 純減実績	対11.4.1純減率	定員適正化計画 見直し状況
採用者見込み(A)	0				職員が対応し、 見直しの予定なし
退職者見込み(B)	0				
(A)-(B)	0	0	1	50%	

(3) 経費節減等の取組による効果額(見込み)

(単位:千円)

項目		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
収入	未収金の徴収対策	2,123	2,123	2,123	2,123	2,123	10,615
	料金の見直し			4,932	4,932	4,932	14,796
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
支出	人件費削減	職員削減(議員含む)					
		うち退職者不補充の場合の効果額					
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額					
	給与等の削減						
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
	合計	2,123	2,123	7,055	7,055	7,055	25,411

集中改革プランの計画達成状況を公表します。

(4) 計画達成状況の公表  
公表時期

	公表時期
中間報告	平成19年2月
最終報告	平成19年3月

公表方法

村広報紙及びホームページにより公表を行う。

計画達成状況の評価方法

--

地方公営企業関係等

事業ごとに作成

1. 渡名喜村農業集落排水事の経営健全化について

(1) 経営改革への取組計画

NO	項目	概要	取組計画				
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1	直営	施設の維持管理運営については村で対応	継続	継続	継続	継続	継続

(2) 定員管理に関する計画

	17.4.1～22.4.1	対17.4.1純減率	11.4.1～16.4.1 純減実績	対11.4.1純減率	定員適正化計画 見直し状況
採用者見込み(A)	0	/	/	/	汚水処理施設が 自動であり職員 が対応している
退職者見込み(B)	0	/	/	/	
(A)-(B)	0	0	1	100%	

(3) 経費節減等の取組による効果額(見込み)

(単位:千円)

項目		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
収入	未収金の徴収対策						
	料金の見直し			927	927	927	2,781
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
支出	人件費削減	職員削減(議員含む)					
		うち退職者不補充の場合の効果額					
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額					
	給与等の削減						
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
	合計			927	927	927	2,781

**集中改革プランの計画達成状況を公表します。**

(4) 計画達成状況の公表  
公表時期

	公表時期
中間報告	平成19年2月
最終報告	平成19年3月

公表方法

村広報紙及びホームページにより公表を行う。

計画達成状況の評価方法

--

# 集中改革プラン項目の進捗状況

(平成19年度)

項目	前年度までの計画に対する取組状況	計画実施の今年度の取組	達成状況	今年度の取り組み結果又は効果、今後の取組
1 事務事業の見直し	- 補助金の見直しを実施	組織統廃合を19年度より実施 補助金の削減対象や額等を決定し平成17年度より実施		限られた人員の中で業務を効率化出来るよう横の連携を密にする。 各種団体への補助金の削減また一部の補助金も見直し 削減効果額：7,560千円
2 指定管理者制度の活用	-	村が指定する団体等がいなくて全部直営とする		継続
3 事務事業の民間委託推進	学校用務員事務について職員で対応	継続		継続
	一般ゴミ収集について全部委託した	ゴミ収集において全業務委託		継続
	道路清掃業務について定期的に人夫を雇用している	継続		継続
4 定員管理の適正化	定員適正化計画を策定(H16~H17年度) 総職員より1名減	退職者の不補充		退職者が生じても欠員の補充はしない 平成21年度まで5名減(削減額22,660千円)
5 給与の適正化				勤奨退職手当昇給制度(平成19年度廃止)
	20年以上勤務して退職時における1号給又は2号給アップ(平成17年度廃止)			
	特殊勤務手当(税務手当、現金取扱手当、会議録手当は平成17年度廃止)			
	役職加算割合(期末手当総額)特別職、議員、課長に5%支給 補佐、主幹に3%、係長に2%支給			役職加算割合(期末手当総額)平成19年度廃止(削減額1,552千円)
6 経費節減等の財政効果等		村税の徴収強化や手数料等見直しにより収入		滞納分の徴収強化より494千円の収入増 住民票等の手数料の見直しにより254千円の手数料増の見込み(平成19年度改定)
7 第三セクターの見直し	-	-		-
8 地方公営企業(水道事業)	未納者に対して個別訪問により、納付勧告し、収納対策の強化を図る			平成19年度に水道料金使用料改定により4,932千円の使用料増の見込み
9 地方公営企業(下水道事業)	"			平成19年度に下水道料金改定により927千円の使用料増の見込み